



### 軌道工事著手及竣功報告ノ件通牒

(大正十三年八月七日發土第三三號道廳  
長官各向縣知事 土木監督兩局長通牒)

軌道法施行規則第十三條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ軌道法第七條ニ依リ主務大臣カ工事施行認可ノ際期限ヲ指定シタルモノニ限ル義ニ候條自今右ニ依リ取扱相成度

### 電車停留場廢止手續ニ關シ通牒

(大正十三年十一月十八日京鐵第一一號道  
廳長官各府縣知事 土木監督兩局長通牒)

併用軌道ニ於ケル電車停留場廢止ニ關シテハ往々之カ認可

▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

ヲ申請セラルル向有之候處右ハ大正十二年內務、鐵道兩省令第二條第一號「カ」ノ規定ノ趣旨ニ依リ處理相成可然義ニ有之候條御了知相成度

### 質疑應答

問 道路法第二十四條に依り公共團體が管理者の承認を得て工事を執行したるとき潰地を生じたり此場合潰地を國有に上地するときは管理者が登記囑託を爲すべきものと解するも一面處理の便利上其の工事執行者に登記囑託を爲さしめたり、法規上不可能なりや、(山梨島中生)

答 道路法第二十四條に依り許可又は承認されるのは道路に關する工事即ち道路の新設、改築及修繕に關する工事(法第五條參照)であるから其の工事の内容に包含せられる行爲は凡て許可又は承認を受けた者が爲し得るのである、そして其の工事の内容に包含せられたる行爲といふのは工事執行者が用地の所有權又は使用するの權利を取得し工事を實施するが如き行爲を謂ふのである、然るに其工事完了後潰地を國有に上地(寄附の意)する場合に於て其の寄附を受け且所有權移轉の登記を囑託するは道路管理者に專屬する職務權限であつて工事の内容に包含せられる行爲といふことは出来ないか

ら許可又は承認を受けたる者は之を爲すことを得ない。(田中省吾)

**問** 道路管理者たる行政廳は其の管理に屬する道路敷地たる官有地と隣接地との境界を國有財産法の規定に依らず自ら道路の管理行爲として査定し得るや、從つて道路法第五十七條に基き之に伴ふ訴願又は訴訟を提起し得るものなりや(山口生)

**答** 此問題に對しては否と答へねばならぬ、抑々道路管理者は道路の區域を定めることが出来る(道路法第十九條)が茲に道路の區域といふのは道路といふ營造物を構成する物的要件たる土地の範圍換言すれば道路として道路管理權の及ぶ土地の範圍をいふのである、其の土地の所有權が何人に屬するやは全然別個の問題であつて或は國有地であることもあり又私有地であることもある、しかし道路管理者が道路の區域を定めるには其の土地が従前より國有地であつた場合に於ては國有財産法に基き其の土地を道路敷に供用する爲めに所管換を受けてゐることを前提とするものであり又其土地が私有地であつた場合に於ては其土地を買収、收用等して國に所有權を取得して居るか又は所有權は私有の儘とし之を使用する權利を取得して居るか何れかを前提とするものである、之を要

するに道路の區域の決定は其の土地が國有地なるか若し私有地ならば之を道路敷に使用する權利を有してゐることを前提としてゐるのである、故に其の國有地なる場合に於ては道路の區域の決定が間接に國有地と隣接地との境界を査定するの結果となるであらうがしかもそれは道路の管理行爲として境界を査定したものではないのである。夫故に直接に國有地の境界を査定せんと欲するならば國有財産法によつて之を行ふの外はない。(附言)尙若し道路管理者が私有地につき國に所有權又は使用の權利を取得することなくして之を道路區域に決定したとすれば之に對しては訴願又は行政訴訟を爲し得ることは勿論である(田中省吾)

**問** 郡制廢止に伴ひ消滅したる郡道の舊道路敷地の處分は大正八年勅令第四七四號に依ることを得るや(山口生)

**答** 大正十二年四月一日郡制廢止と同時に道路法も改正せられた結果郡道といふものは法上存在せざることになつたから従來の郡道にして其の時に市道町村道又は府縣道等に認定せられなかつたものは廢道となつたものと言はねばならぬ、故に其敷地等の處分については當然道路法第六十二條及大正八年勅令第四七四號の規定に依るべきである(田中省吾)